（別紙）

事業成果の社会還元の方法

社会教育関係団体の登録には，大崎市社会教育関係団体の登録に関する要綱第２条において，「その事業成果を広く社会に還元することを目指す団体であること」が要件として定められています。

社会教育関係団体の責務として，会員の趣味や教養の向上のみにとどまらず，その学習成果を活かして，新たな学びの場の創出や成果発表による市民の情操の涵養，福祉の増進など，地域や社会へ貢献することが必要となっています。

貴団体の事業成果の社会還元の現状を把握するため，記入例を参考に以下の事項に記入をお願いいたします。記入がない場合は，社会教育関係団体として登録できない場合がありますので，ご留意ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施の有無 | 社会還元の方法 | 具体的な内容 | 年間回数 |
|  | 会員以外を対象とした自主講座や研修会の開催 |  |  |
|  | 活動成果の一般公開や発表会 |  |  |
|  | 施設慰問などの社会奉仕活動 |  |  |
|  | 公民館事業や運営等への協力 |  |  |
|  | その他 |  |  |

（記入例）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施の有無 | 社会還元の方法 | 具体的な内容 | 年間回数 |
| **○** | 会員以外を対象とした自主講座や研修会の開催 | **市民対象の「歌声教室」の開催** | **４回** |
| **○** | 活動成果の一般公開や発表会 | **定期演奏会の開催** | **１回** |
| **×** | 施設慰問などの社会奉仕活動 |  |  |
| **○** | 公民館事業や運営等への協力 | **公民館まつりへの参加** | **１回** |
| **×** | その他 |  |  |